

一般社団法人応用生態工学会

要望書・意見書等の発出手続に関するガイドライン

(目 的)

第1条 本ガイドラインは、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の会員等が会長あるいは本会組織の名義で対外的に要望書・意見書等を発出する際の手続等を定め、これら要望書等の発出の円滑な実施を図ることを目的とする。

(申請等)

第2条 本会会員、理事会、委員会又は地区会は、対外的な要望書・意見書等（以下要望書等と言う）を会長あるいは本会組織の名義で発出することを希望するときは、別紙様式による申請書および当該要望書等を事務局に提出しなければならない。

(総務委員会への送付)

第3条 事務局が前条の申請書の提出を受けたときは、事務局長は、遅滞なく、当該申請書および要望書等を総務委員長に送付しなければならない。

(総務委員会での審議等)

第4条 総務委員長は、前条の送付を受けたときは、総務委員会において、当該要望書等を会長あるいは本会組織の名義で発出することの適否につき審議するものとする。

- 2 前項の審議により当該要望書等を発出することが相当である、あるいは採否に関して課題が認められる場合は、総務委員長は、第3条の規定により送付を受けた申請書および当該要望書等にその決定理由を添えて、会長に報告するものとする。この場合において、当該要望書等の文言、内容等を修正した上で発出することが相当であると決定したときは、その旨も会長に報告するものとする。
- 3 第1項の審議により事務的不備等の理由により当該要望書等を発出することが明らかに不相当であると決定したときは、総務委員長は、第2条の申請書を提出した者に対し、書面にて、不相当であると決定した理由を告知するものとする。この場合において、当該書面には、会長に対する不服申立てが可能である旨も告知しなければならない。また、この審議結果を会長に報告するものとする。

(理事会での審議等)

第5条 会長が前条第2項の規定により報告を受けたときは、会長は、理事会にこれを付議するものとし、理事会は、当該要望書等の発出の適否につき審議し、その結果を会長に回答するものとする。

- 2 会長は、前項の回答を総務委員長に送付するものとし、総務委員長は、理事会での審議結果に基づき、次のとおりの手続を行うものとする。

- ① 当該要望書等の発出が相当である場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、発出を了承する旨を告知し、事務局長に対し、発出に係る事務の実施を依頼する。

② 当該要望書等の発出が不相当である場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、発出を了承しない旨を告知する。

③ 修正した上で当該要望書等の発出を認める場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、当該要望書等を修正した上で発出を了承する旨、修正箇所、修正内容等を告知する。この場合において、相当期間内に、当該提出者から適切な修正がなされたときは、本項第1号に定める手続を行うものとし、適切な修正がなされなかったときは、本項第2号に定める手続を行うものとする。

(不服申立て)

第6条 第2条の規定により申請書を提出した者が、第4条第3項の規定による告知を受けたときは、当該提出者は、会長に対し、告知を受けたときから14日以内に、別に定める書式による不服申立書を提出する方法により、不服を申し立てることができる。

2 会長は、前項の不服申立書を受領したときは、理事会にこれを付議するものとし、理事会は、当該要望書等の発出の適否につき審議し、その結果を総務委員長に回答するものとする。

3 前項の回答後に会長及び総務委員長が行う手続については、前条第2項の規定する例による。

4 前項の規定により当該要望書等の発出を了承しない旨の告知を受けたときは、当該告知を受けた者は、さらに不服申立てをすることはできない。

(改 廃)

第7条 本ガイドラインの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本ガイドラインは、令和7年8月27日から施行する(令和7年8月27日理事会決定)

別 紙（第2条関係）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人応用生態工学会事務局御中

提案者（代表）
氏名・会員番号
所属
連絡先

提案者（賛同者：複数可）
氏名・会員番号
所属
連絡先

一般社団法人応用生態工学会会長あるいは本会組織の名義による対外的要望書等の発出に係る申請書

- 1 対外的発出を希望する案件の題目
- 2 対外的発出を希望する案件の概要
- 3 発出先（提出先）
- 4 対外的発出の必要性および妥当性を説明するための学術的理由もしくは科学的根拠
- 5 4を示す資料等
- 6 会長あるいは本会組織名義で発出する理由と期待する波及効果